

平成31年第1回(1月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成31年1月30日(水)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	総務課長	浅野辰夫君
企画財政課長	熊谷有司君	まちづくり推進課長	伊藤義継君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	遠藤努君
保健福祉課長	千葉伸吾君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	鎌田光一君
学校教育課長	斎藤雅彦君	社会教育課長	千葉昭君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

---

議事日程第1号

平成31年1月30日(水曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した通りであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。第1回大郷町議会臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成31年第1回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

1月13日、大郷町成人式を挙行いたしましたところ、町内の82名の若者が、晴れて新成人となり、議員各位におかれましては、式典に御参列をいただき、新成人の門出に花を添えていただき誠にありがとうございました。

また同日、道の駅で開催した新年祝詞会には各界から御参加を賜り、多くの皆さんとともに年の初めをお祝いし、大郷町のさらなる飛躍を御祈念申し上げたところでございます。

15日には高齢者世帯向けの新公共システムふれあい号の試験運行を開始いたしました。ふれあい号は、町内はもとより近隣町村の目的地まで自宅から直接行くことができるものでございまして、最大の特徴であり、高齢者の皆さんの外出機会をふやし、生きがいが健康につながっていくような、そんな気持ちを役場全員が申し上げているところでございまして、一層、高齢者の皆さんが大郷町で生活する上で、大変助かるなというそのような声が聞こえる町にしたいと思っているところであります。今後9月まで試験運転を行い、利用者の皆さんの御意見等をいただきながら、10月以降の本格運行に結び付けてまいりますので、町民並びに議員各位に御支援と御協力御鞭撻を賜りますようお願い申し上

げたいと思います。

本日、御提案申し上げております議案は、平成 30 年度公営住宅高崎団地新築工事第 3 工区の工事請負契約の締結について。平成 30 年度一般会計補正予算の 2 件でございます。

高崎団地につきましては、第 1 工区と第 2 工区において、計 16 戸の建設が現在順調に進行しているところでございます。今回、第 3 工区について発注する 3 戸のほか、平成 31 年度には新たに 13 戸を発注し、計 32 戸を建設する計画であり、完成次第、老朽化した既存公営住宅にお住まいの方々の住みかえや新規入居者の募集を行ってまいりたいと考えております。

平成 30 年度一般会計補正予算につきましては、この度の国の内示を受け、大郷小・中学校にエアコンを設置する工事費等を計上させていただくものでございます。

議案の詳細につきましては、各担当課長より詳細に御説明を申し上げてまいりますので、慎重に御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げ御挨拶とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、4 番熱海文義議員及び 5 番石川壽和議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定しました。

---

#### 日程第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第 3、議案第 1 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第 60 号の提案理由についての御説明を申し上げます。議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成 30 年度大郷町高崎団地新築工事（第 3 工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 35,586,000 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,636,000 円）
- 4 契約の相手方 仙台市宮城野区岩切字入山 34 番地  
大東住宅株式会社

平成 31 年 1 月 30 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 1 号につきましては、平成 30 年度大郷町高崎団地新築工事（第 3 工区）の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事の概要の説明をいたします。本工事は町営住宅東沢団地並びに田布施団地の老朽化に伴い、新たな町営住宅建設する必要があることから、施工することとしたものでございまして、工事の内容としましては、木造平屋建て A=54.65 m<sup>2</sup>、N=2 棟でございます。木造 2 階建て A=68.53 m<sup>2</sup>、N=1 棟でございます。

本件につきましては、設計金額が 5000 万以上での工事でありましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、平成 30 年 12 月 11 日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は建築一式の承認格付 B ランク以上のもので、建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式の総合評点が 700 点以上で、1 級技術者が 1 名以上であること。入札公告日においてに宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。一般建設業または特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある主任技術者を工事現場に

専任で配置できること。平成 20 年度以降に元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した木造公営住宅建築工事または平成 25 年度以降、年間平均 20 棟以上の木造住宅建築工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後、12 月 17 日に建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、平成 31 年 1 月 8 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した大東住宅株式会社を含め 3 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、1 月 17 日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、最低入札価格は大東住宅株式会社の 3295 万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定した 4672 万 8000 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第 3 条の規定により、落札決定を留保するとともに、1 月 22 日に同者からヒアリングを実施の上、1 月 23 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同者は営業年数 37 年を数える会社であり、経営状況及び信用情報にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し応札したものと認められること。本工事に関し、同者における通常利益率の確保が見込まれること等の理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより最低入札価格をもって入札した大東住宅株式会社を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した 3558 万 6000 円とし、1 月 25 日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、平成 31 年 3 月 29 日としております。

以上で議案第 1 号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 二、三点お聞きしたいのですが。まず冒頭に前から気にかかっていたのですが、この低入札調査基準価格、予定価格の 90% に設定しているということですが、今の時代、予定価格の 90% ということは、ほとんどの事業がこのいわゆる調査委員会にも基準価格を下回るよう

な価格になってくるのではないかと思うのですが、これ 90%にした理由についてですね、どういう考えでこういうことにしたのか、ちょっと過去の話になってしまうのですが、ちょっと今この場でですね、その辺の流れについてお聞しておきたいと思います。

それから今回、予定価格が 5192 万円ということで、かなり今回の入札価格が安いわけですね。その中であの 1 月 22 日に業者からヒアリングをしたということで、今課長から営業年数なり経営状況、信用状況あるいは受注状況ですか、その辺について十分に対応できるような話だったのですが、それにつけても、かなりの額が下がっているわけですね。そうした場合に果して本当に企業といったときに、ある一定の利益が確保できるのかどうか。その辺などについて、いわゆるヒアリングの中でどのような議論がというか、お聞きすることが、お聞きされたのか、その辺について内容をお聞きしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず 1 点目、基準価格 90%の理由ということでございますが、低入札価格取扱実施要領等で定めてございまして、調査基準価格の設定が第 2 条で規定されてございまして、予定価格の算出基礎となったそれぞれの直接工事、共通仮設費、例えば直接工事費の 10 分の 9.7 を乗じた額なり、共通仮設費の額であれば 10 分 9 を乗じた額、それなりを計算された部分が 10 分の 9 を超える場合については、90%ということに設定しておるものでございます。まず 1 点目についてはこの答弁にさせていただきます。

2 番目につきましては、利益は出るのかということで、それぞれの積算根拠を元に、直接工事なり現場管理なりを事業者から提出がございまして、それなりをそれぞれ確認したところ通常の利益率が確保できるというようなことで、業者からのお話がございましたので、それで可能だということでの判断でございました。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 1 つはいわゆる 90%にするまでの、前は 90%ではなかったのですよね、この低入札価格というのは、90%にした根拠、今回 90%になっているからということ算定していますが、90%にした意味、何だったのか、それをお聞きしたかったのです。

あともう 1 つですね。ヒアリングの中で自分たちが当然これくらいか

かるであろうという予定価格 5192 万円を組んでいるわけですが、その中で三千万何がしの金額になった場合に、この工事は確実に大丈夫か、この部門は大丈夫かということで、かなりチェックをされたと思うのですね。その中でどこかここは不安だったとか、ここについてどうだとか。その辺についてのチェック、具体的にどういうものを今回ヒアリングの中で、重点的に確認されたのか。だって 2000 万円近くの金額が下がっているわけですから、当然工事の中でこの辺どうなのかということで受注者から見た場合には、心配なところも出てくると思うんですね。その辺について、具体的にどういうチェックをされたか、それをお聞きしたいのです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

先ほども話したところでございますが、まず1点目でございますが、90%にした理由につきましては、先ほど予算の算出の直接工事費の10分の9.7なりという話をしたわけでございますが、その額が10分の9を超えている場合につきましては90%。10分の7に満たない場合は70%ということでの設定をしているものでございます。

また2点目につきましては、それぞれの調査項目、いわゆるその部品なり部材なりの価格なり。この事業者につきましては、事務所が、大和町ということで、現場事務所をこちらに設けずに、ものにつきましてはすごく近くでございますので、その経費が、大分コストが下がるというようなことでございまして、それでも利益はでるというようなことでございましたので、それぞれの部材なりも全部チェックしたものでございまして、それでも利益が確保できるということでの会社からのお話でございました。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。6番若生寛議員。

6番（若生 寛君） この件につきまして、安いことはとてもいいことだと思うんですね。単純に計算してみますと大体平米当たり20万円くらいの数字が出てくるのかなと思うのですが、この予定価格ですが30万円弱というような大変大きな開きなのですが、この予定価格を出した基準です。それどこからこの約平米当たり30万円という予定価格が出ているものなのか、その予定価格の出し方どのような出し方だったかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

工事の積算にあたりましては、公共建築工事積算基準単価と建設物価並びに建設コスト情報等を利用した中で設計書を作成してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

6 番（若生 寛君） これまでもそのような答弁、いつもそうございました。

前回も低入札で審議をして、前の2工区ですか、そういうような経過をたどってきたわけなのですが、そういうこともある程度踏まえて予定価格というのは立てなければならないのではないかなど、世間一般的にはそうだと思うのですが。大郷町でも前回そういうような入札がありました。よその市町村、自治体でのこのような住宅に関しての入札結果、落札結果を調べているっていうことがあるものなのか、そういうのを参考にする計画はないのか、そういう参考にする何物もないんだよという考えなのか、その辺の考えをお聞きし、予定価格を立てるにあたって、そういうことをどう考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。先ほど地域整備課長が答弁した内容でございますけれども、それにつきまして国のほうからですね、国交省からの指導等ございまして、いわゆる予定価格につきましては、その設定金額と、そのままの金額にしなさいということでの指示がございまして、他の市町村を参考にということでございまして、それにつきましては先ほども言いましたが、国からの指導がございまして、予定設定の設定につきましては、積算金額と同じ価格での設定をしているものでございます。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

6 番（若生 寛君） 予定価格に対して国の云々というのであれば、これに載っておりました低入札調査基準価格、これに対してそのような辺りの相場といいますか、そういう、反映することはできないのか。そうなればあまり委員会を開かないで決定できるのではないかと思うのですがその辺どうなのかお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 低入札価格につきましては、先ほど千葉議員のほうにもお話ししたとおりでございまして、町の低入札価格取扱い実施要領で定めたものでございまして、それに基づいての実施でございますので、それでということでございます。



議長（石川良彦君） ほかに、8番和賀議員。

8番（和賀直義君） 今回の入札参加条件、5項目載っているのですが、これをクリアする町内の業者として何社くらいあるのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 今回は条件付き一般競争入札で入札ということになりますので、指名競争入札ではございませんので、それにあくまで事業者の提案によりまして、申請があってそれでクリアした業者についてということでございまして、町内にそれをクリアした業者が今何社いるかと今は、即答は出来かねます。

議長（石川良彦君） 8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） やはり町内の産業を、経済の町内循環を考えれば、いつでも町内の業者が何社くらい参加できてというのは把握しておくことが大事なんじゃないかと思えます。例えないとしても、もし、ないのかどうかわからないのですけれども、今回のこの5項目の中で、一番何が町内の業者として厳しいのかですね、この辺はどのように捉えていますか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 全ての条件をクリアということでございまして、一番が、最初に話ししました平成20年度以降に国または地方公共団体等から受注し実績があったかどうかということが、一番条件が高い条件かと思われまます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） その場合ですね、例えば町内の業者に参加してもらうために、これを20棟以上というこの実績を例えば半分にするということは可能なのですか。この法律上というかそういう、私も素人でよくわからないのですが。もし可能であればぜひ下げるべきだと私は思いますけれども、所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まずこの条件でございますが、平成20年度以降に20棟というだけではなくて、元請として国また地方公共団体等から受注し、木造公営住宅を実施したものの。それであれば1棟でも可能でございます。その他に平成25年度以降、年間平均20棟以上の住宅建築をした実績がある者ということでございまして、これにつきましては、それぞれ、それぞれというか、条件設定委員会において審議の上決定したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかに。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） さっき町長の挨拶の中で、町営住宅の完成次第、住み替えなり新居の申し込みをしていくというお話があったので、その関連でお聞きしておきたいのですが、前に東沢住宅の方の一部の要求に対して、前町長は、数件は残すという話だったのですが、先日の町長の姿勢ではそれはだめだと、とにかく全部移してもらおうということで話を進めていくような状況だったのですが、その後の報告を聞いていないのですが、その辺の新住宅建設に関して、どのような町の理解を深めているのか、東沢住宅の方々に一部残ってもらうというような約束をした、取りつけた方々に対して理解は深まっているのか関連的にお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。住み替えにつきまし東沢並びに田布施住宅の方に説明会を開催させていただきました。その際に、町の趣旨をお話いたしまして御理解をさせていただいたものと思います。

皆様のほうには住み替えに対し、希望等を取りまして、2月の中くらいまでに、取りまとめをする方向です。今話をさせていただきます。あくまでも耐用年数が過ぎたことによる建替えという内容の趣旨で、説明をさせていただきます。皆様には新たな住宅に移っていただくというお話を説明させていただきましたし、今後もその方向で進めさせていただきます。と思います。（「私もう質問できないからだけでも、まだ答えていないのではないかと。約束したやつが、あの方々からも理解をもらっていますと、皆速やかに今回移ることに協力もらってということで理解していいのだね。どうなの。」の声あり）その内容につきましては、直接、以前に、移りたくない、今まま残りたいという方もおりました。確かにいらっしゃいましたが、そういった方につきましても、町のほうで御説明をさせていただきます。納得された方もいますし、新たに例えば山中とか希望の丘団地が空いた場合には、そちらのほうに移るという方の中におきましては、そちらのほうに移っていただいているという現状でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） この競争入札を行う場合には、昨年、平成30年9月まで設定していた最低制限価格と低入札調査基準価格の2制度を設定していたということがありますけれども、その際、10月になってからですかね、両立は好ましくないとの実績があったので、平成30年10月1日か

ら、最低制限価格を廃止したと。低入札調査基準価格だけを設定して入札を行うことにしたのだ、ということで今回もまたこの最低制限価格というものが設定されないまま、低入札調査基準価格だけで入札が行われたというようなことですけれども、前町長時代といいますか、前町長のときはある意味、最低制限価格と低入札調査基準価格という、二重のチェック機能といいますか、そういうものがありました。今回もそうなのですけれども。田中町政になってから、この二重チェック機能が二重でなくなったと。こういう中で、低入札調査基準価格だけでいろいろ審査もやってどうのこうのもありますけれども、今後もこの二重のチェック機能じゃなくて一つだけで、低入札調査基準価格だけを設定して、この競争入札を行うということなのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） この制度関係につきましては、まず低入札調査基準価格、先ほど企画財政課長が答えたように要綱に基づいて基準価格を設定すると、この基準価格なのですが、これにつきましては、総務省なり国土交通省からの見直しということで、その都度数値、基準が流れてきております。その中でモデルの率が示されまして、大郷町につきましては、この国のモデルに基づいた基準価格の取り扱いを取っているということがまず一つでございます。

それからこの制度の関係につきましては、国の公共工事の品質確保に関する法律というものがございます。いわゆる品確法ですね。その中にありまして、ダンピング受注の防止という項目の中にありまして、発注者はダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとするということで、低入札価格調査基準と最低制限価格という取り扱いがございまして、それぞれ別の制度の中での取り扱いになってございます。

低入札調査基準価格を設定した場合については、それを下回った場合については、価格も低いものから内容の調査を行って契約の内容に適した履行がなされるかどうかという調査をその都度行うこととなります。ただ、最低制限価格を、この調査基準価格を設定した場合、大郷町の場合ですと 1000 万円を超えた部分については、基準価格を設定してございますが、国の取り扱いの中で、全てについて調査基準価格を設定した場合については、その都度、調査する必要があると、契約事務手続きにかなり煩雑が見込まれるということで、ある程度の基準を設けて、それ以下の部分については、最低制限価格を設けた形で、価格を下回った場

合については、その入札者については失格とするというような判断の取り扱いを取ってございます。その中であって本町については 1000 万円を基準としまして、超えた場合については調査基準価格。1000 万円を超えない工事については最低制限価格の取り扱いで今後も取り扱っていききたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） 要するに私聞きたいことというのは、これ各自治体に設定なり、設定していたものを廃止するなりということは、確か各自治体にもある程度裁量権があるのではないかなという認識。なぜかと言いますと、この間の新聞にも載りましたけども、古川で一般競争入札の価格というのを確か 5000 万円から 1000 万円に下げて、指名も外すと、指名入札もやらないようにしますみたいな、記事が確か載っていたと思うのですけれども、そういう中で、以前の説明の中でその両方を設定するのは好ましくないというものがあつたので一つにしましたという答弁がありました。ですけれども、やはりその、今まで最低制限価格と調査基準価格があつたものを別にそのまま継続していたって支障はでないのではないかと。本町ではこのぐらい厳しくなっていますよというのものもあつてもいいのではないかとというふうに私の認識ではあるのですけれども、それは外した意味が全く私は理解できないのですよ。

ただ、さっきの質問に戻るといって、戻ってしまいますけれども、これはこのまま、今まで二重のチェックしていたものが一つに、極端な話ししますよ。最低制限価格を下回れば失格、ですけど低入札調査基準価格を下回ったって失格にはなりません。あくまでも裁量、委員会の裁量によっては、落札者と決定できますよという話と同じですよ。要するに。だから、その最低制限価格があるということはそれなりに厳しい決まりがそこにはあるわけじゃないですか。失格になるわけだから。だけど調査基準価格では失格の要綱、要綱というか失格というものが薄れるわけじゃないですか。だから私が今お聞きしたいのは、これ二重チェック機能をなぜ外さなければいけなかったのかということもありますし、好ましくないというのはどういう意味なのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） はい、前回もお話ししたかとも思いますけれども、最低制限価格と両立しないことというのは行政実例の中で制度として両立はできないのだよと、どちらかにするべきだよということがございますので、そのような取り扱いをさせていただきました。

ただ、今言ったチェック機能なのですが、最低制限価格と両立しないということでどちらかという制度にした場合に、低入札調査基準価格を設定した場合なのですが、それと併せまして低入札価格失格基準というのを設けて適用してございます。この中に失格基準というのがございまして、価格の部分もございまして、価格が、最低入札価格が予定価格の3分の2の9割を下回った時。これについては調査を経ることなく、その時点で失格になります。これは最低制限価格と同じような取り扱いでございまして、外しただけではなくて、それに併せて失格基準も設けたということで御理解いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） そうすると3分の2ですか。3分の2以下だと失格という基準もあると。その90%。ということは五十何%。60%。そういう基準があるということ、今、私初めて知ったというか、知識不足もあるのですが、まず私がもう一度聞きたいのは、この二つの制度を今までやったものを、突然ですよ、去年の9月末までやったものを10月1日に、突然変わったと、変えた。この二重のチェック機能のようなものを一つにして、このまま継続して行うのですか、今後。要するに低入札調査基準価格だけでやるということですか。今まで最低制限を併用してやっていたものを低入札調査基準価格だけで今後はやっていくということなのですね。それだけでいいです。

議長（石川良彦君） 残間参事。

参事（残間俊典君） その件につきましては先ほど申し上げたとおり1000万円、予定価格1000万円を基準としまして、1000万円を超える工事につきましては、低入札調査基準を設定する。低入札価格の失格基準も併せて適用する。1000万円を下回った部分については、最低制限価格を設定するという取り扱いで実施していきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますのでこれをもって討論を終わります。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第5号)

議長（石川良彦君） 次に日程第4、議案第2号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは議案第2号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第2号 平成30年度大郷町一般会計補正予算(第5号)

平成30年度大郷町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億487万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2005万6000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 既定の町債の追加は「第2表地方債補正」による。

平成31年1月30日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。今回の補正予算ですが、児童生徒の熱中症対策として、大郷小学校、大郷中学校の普通教室、特別教室への空調機設置に関する費用並びにふるさと納税について、年末謝恩キャンペーンを実施したところ、予想を上回る寄附をいただいたことから、それらに関する所要の予算を計上したものでございます。

歳入においては空調機設置工事に関する国庫補助金、地方債、公共施設整備基金を、また、ふるさと応援寄附金を計上したものでございます。続きまして3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第14款国庫支出金第2項国庫補助金2517万2000円の増額補正です。大郷小学校、大郷中学校への空調機設置工事等に係るブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金です。総事業費内補助基準額の3分の1となつてございます。

第17款寄附金第1項寄附金5000万円の増額補正です。ふるさと応援寄附金の増によるものでございます。年末謝恩キャンペーンを実施したところ。全国各地から前年度実績を大幅に上回る寄付をいただいたことによるものでございます。平成29年度の実績が3,708件で5900万4000円に対しまして、昨日までで、今年度分が7,045件、昨年との1.9倍でございます。寄附金が9816万円と昨年との1.5倍となつてございまして、そのことによりまして今回増額するものでございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金780万6000円の増額補正です。小中学校への空調機設置工事等に国庫補助、地方債の財源のほか、その残分について、公共施設整備基金を繰入し充当するものでございます。

第21款町債第1項町債1億2190万円の増額補正です。小中学校への空調機設置工事等に係る学校教育施設等整備事業債等でございます。国庫補助対象事業の補助基準額の補助裏分の3分の2が起債対象事業で、充当率100%で交付税措置率が60%なつてございます。そのほかの補助対象外の事業分の起債につきましては、交付税措置はございません。

歳入補正額合計2億487万8000円でございます。

続きまして歳出でございます。

第2款総務費第1項総務管理費5000万円の増額補正です。ふるさと応援寄付に対する返礼品、返礼品の送料、ふるさと納税委託業務並びに未来づくり基金積立が主なものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費24万9000円の増額補正です。事務局費の消耗品の増額でございます。

第2項小学校費7808万8000円の増額補正です。大郷小学校普通教室17教室、特別教室5教室、計22教室への電気式空調機設置工事並びに工事監理業務でございます。

第3項中学校費7654万1000円の増額補正です。大郷中学校普通教室11教室、特別教室11教室、計22教室への電気式空調機設置工事並びに

工事監理業務です。

歳出補正額合計 2 億 487 万 8000 円でございます。

以上補正前の予算額 51 億 1517 万 8000 円に、歳入歳出とも 2 億 487 万 8000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 53 億 2005 万 6000 円とするものでございます。

続きまして 4 ページの第 2 表地方債補正について御説明いたします。  
今回の補正は町債の追加 1 件でございます。

1. 追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に御説明いたします。

1 学校施設等整備事業。大郷小学校、大郷中学校空調機設置工事に係るものでございます。限度額は 1 億 2190 万円です。起債の方法は証書借入。利率は 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法は政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができるものとしております。

一般会計補正予算につきましては以上の内容です。

以上で議案第 2 号の提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。8 番和賀直義議員。

8 番（和賀直義君） きの中の全協の説明資料のですね、小学校の 3 ページ目の中で普通教室郷の子 3 と家庭科教室が今回対象に入っていない資料になっているのですが、この件に関して説明をお願いしたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。小学校の図面につきましては 2 枚、この間の全協でお渡ししたのですが、1 ページ目に、家庭科の教室と郷の子 3 については、色分けされていますので、2 ページについてはだぶるということで、2 ページに色分けされておられません。この教室については今回設置を予定しているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 1 つはふるさと納税、本当に御苦労さまでございます。5000 万円も補正で入ってくるということで喜んでいる 1 人ですが、ただ



見方として、歳出見ますといろいろ運賃も含まれているのですが、4140万円出るということで、5000万円もらってみただけでも、基金に残すのが860万円というような見方でいいのかですね。それが一つ。そしてその返納率ですか、それが大分国から厳しい指導があるようですが、その辺についてはうちの場合は十分にクリアできるものなのかどうかお聞きしたいと思います。

それからのエアコンの設置についてですが、本来義務教育ということので小中学校が国から負託されて、町がこの子供たちの教育なり安全面の成長をいわゆる健やかな成長を援助しているわけなのですが、そういう中であって今回の国からの補助率などを見ますと、いろいろ補助金を見ますと大分町からの手出しがあるように感じます。単純にそこでお聞きしたいのですが、今回の総事業費が合わせて1億5487万8000円と。その中で国からの補助が2517万2000円ということで、さらに交付税措置なのですが、どの辺が分母でどの辺がどうなのかわからないのですが、例えば交付税措置のいわゆる6割、最終的に6割が対象になるということですが、この6割というのは総事業費から、国からの補助金を引いた金額が6割なのか、あるいは町の、今残金ということでしたが、基金繰入金から780万6000円持ち出しているわけですが、それを引いた額の1億5487万8000円マイナス国の補助金2517万2000円マイナス780万6000円の残ったものの6割なのか、どちらにしても交付税措置が7000万円前後ということ、最終的には町からの財政負担が5000万円か6000万円ぐらいで出てくるのではないかと予想されるのですが、私自身はこの提案については当然理解するわけなのですが、ただ、冒頭に申し上げましたとおり、義務教育ということで町がこの子供たちの教育に携わっている中で、本来であれば100%国の負担であるべきだと思うのですが、町長にそこでお聞きしたいのですが、この町の負担については、当然国に、100%払うように、国から補助金出すようにということで、強く申し入れすべき思うのですが、その辺の昨今の動きについてですね、どのような状況なのか併せてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まず、ふるさと納税について御説明させていただきます。今回の予算計上、5000万円増額補正させていただきますが、年末謝恩キャンペーンとしてございます。今現在、国のほうで、来年については法制化ということで、いわゆる3割を超えた部分については控除対象外とするようなことがございまして、本町につきましては現状3割

でございましたが、年末だけですね、いろいろな事業者、提出していただいています事業者、今9者ほどございますが、その方からいろんな要請等もございまして、年末2週間ほどですね、5割に増額した中で返礼率を通常3割のところを5割に増額した中で設定させていただいてございます。従いまして、今回予算のほうを計上させていただいておりますが、返礼品が約5割と、あと送料等もございまして、町に残る部分が約二十四、五%、4分の1程度が町に残っている部分で、その分を今回積み立てる部分の予算を計上しておるものでございまして、ことし1月1日以降は、国から指導がございます3割で今後はずっとしていくというようなことございまして、今後は、いろんな事業者、今新たに今年度は3者ほどふえてございますが、新たないろんな提案なりをその事業者なり、あと議員の皆さんからもし事業者等がございましたら、いろいろこういうところもありますよという御提案をいただければうちのほうですね、いろいろ営業というかその事業者と当たりまして、大郷町のPRのために、やっていければなというふうに思っておるものでございます。

もう一点エアコンの交付税措置ということでございますが、先ほど私も話はしたところでございますが、起債対象のその内の国庫補助金が二千万円いくらとなつてございますが、その補助事業費が七千万円、いわゆる国庫工事対象事業の補助裏分の60%ということでございまして、その部分が4980万円の60%が基準財政需要額に算入されるということで2988万円が交付税に算入されると、その他につきましては、まるっきりの一般財源というか、町での負担ということになるもので、約1億500万円につきましては、町の持ち出しというようなことになるもの。借入なり、起債を借りましての、借入するなり、基金を充当しての財源措置ということになるものでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変負担増になるわけでありましたが、当初、国のほうも子供たちにあの猛暑を来年度この苦しみをさせたくないという、我々も国もそんな思いでこの事業に取り組むということでありましたが、もう少し国の補助が効率のいいものであるという期待感を持っておりましたが、実際は開けてみればこのような状態であります。ただ起債を起こして今後トータル的に、これを町の財政が厳しくて返済できないという内容ではまだないので、何とかこの事業は早く完了したいということでありますので、国にもこれから働きかけをしてまいりたいと思います。

本来ならば国が 70 くらい持ってほしいなという思いでございましたが、実際開けてみればこういう状態なので、大変だなと思いますが、何かをまたやりくりしながら、子育て支援を快適なものにしていきたいと思いますというふうに思います。決して満足しているわけではございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 町長が満足云々ではないのですが、結局、その財政が一般的な全町民からの負担に転嫁されるわけですから、そういう点で子供たちとても大事で、それはそれで当然やるべきなのですが、一方で我々なり町長なりが、あるいはやる立場としては国のほうに強く要請して 1 円でも余計出してもらおうということをお願いする姿勢にぜひ今後ともお願いしたいと思うのですが、今の課長の答弁の中で、約 1 億 500 万円何がしが町からの持ち出しみたいな話だったのですが、その中にあって地方交付税措置される金額もこれ入ってくるのではないですか。それ除いて最終的には 1 億何がしの金が、今回の地方、公共施設も含めたそういう町の負担になってくるのですか。そもそも配分基礎単価とか、採択面積とか、この辺が全然わからないのですが、いわゆる交付配分の基礎額という土台ですね。この辺についてももしわかればですが、わかればというかわかっているわけでしょうから、この辺についてお聞きして、最終的に長期にわたっての支払いになるのでしょうか、今回の地方債ですか、それらも元利が 6 割戻って来ることにして、最終的に今わかる範囲で、町の負担が、実質手出しになるのは今の状況ではどの位になるのだと。利子は別としても、元金だけでも結構ですから、その辺については当然拵んでいると思うのですが、お聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それではお答えします。基礎単価につきましては、平米 2 万 4800 円でございます。それに今回対象となる小学校が 1537 m<sup>2</sup>。小学校ですね。中学校が 1478 m<sup>2</sup>ということで交付の対象となる基礎額が 7400 万円程度。

それで先ほど企画財政課長がお話したとおり、起債が 1 億 2190 万円ということなのですが、国庫補助分を引いた補助裏の分が 4900 万円ぐらいの中の 6 割ということで、2988 万円ということなので、今回につきましては工事費と工事監理なのですが、前回設計のほうも予算として計上させてもらっていますので、その関係で町費としては 1 億 500 万円程度、国の補助金としては交付税の分、国庫補助が 2500 万円ですからそれに起債分が 2900 万円なので約 5500 万円が国のほうからお金きてです

ね、残りの部分についての1億500万円程度が町の持ち出しということ  
でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 1億500万円というのは改めてびっくりしたのですが、  
これ町長、単純に元金だけで1億500万円町からの手出しということで、  
しつこいけれども、これははいという形で、国は3分の1いかにも出す  
ようだということで、実態は3分の1どころか、5分の1あるいはもっ  
と低くなってくるかと思うのですがね、その辺について何かこの大郷町  
だけでなく、自治体としてなんかグループ組んでやっているとか何かな  
いのですか、その要求出しているということは。何か期成会つくるとか  
そういうことはないのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この件については町村会でも議論されているものでござ  
いますので、これからも引き続き、議論させてもらわなければならない  
と。大郷はまだ小さい方だからこの額ですけれども、これの3倍、4倍  
の町村が大変だということで今、これから集中して議論させていただき  
たいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） この8ページに工事監理業務として工事費の3%くらい  
のっかっているのですけれども、これはどういう業務なのですか。これ  
監督するのか、これは職員がやることはできないのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦） 工事の監理につきましては、監督のほうはですね  
庁内の役場内の部分に監督は、お願いはするのですが、実際工事具体的  
な監理等については、民間に委託する形でエアコンについても実施した  
いと考えているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第2号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第5  
号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上を以って、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。これにて平成 31 年第 1 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午 前 11 時 07 分 閉 会

---

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員